

‘ 0 6 ワールド エコノ ムーブ グランプリ
‘ 0 6 World EconoMoveGrand Prix
特別規則

2006.Mar.1

第 1 条 目的

全国で開催されているワールド エコノ ムーブ及び同様の競技を開催している大会が連携することにより、電気自動車技術のより一層の向上及び各競技大会のさらなる発展を図ることを目的とする。

第 2 条 名称

2 0 0 6 ワールド エコノ ムーブ グランプリ (' 0 6 W E M G P)
第 1 戦 湖東 EcoCarFesta2006 (Apr.1/2 土/日)
第 2 戦 大湊 ‘ 0 6 WEM (May.4/5 木/金)
第 3 戦 岡山 西日本 EV フェスティバル 2006 (Jul.22/23 土/日)
第 4 戦 菅生 2006.W.E.V.C in SUGO (Aug.12 ~ 17 までの間)
第 5 戦 山梨 日本航空学園 (Sep2/3 土/日)
第 6 戦 豊田 2006W E M inToyota (Sep23/24 土/日)
第 7 戦 大栄 WEMC inNATS2006 (Oct.7/8 土/日)
第 8 戦 幸田 EM YRP チャレンジカップ (Nov.4/5 土/日)

第 3 条 競技

秋田県大湊村で開催されているワールド エコノ ムーブ (W E M) 大会のレギュレーション相当、若しくは準じる競技 (当協議会の認めるローカルルールは可とする) を開催し、当協議会が第 1 戦の 1 ヶ月前までに示したポイントを、それぞれの競技大会の競技結果の順位をもとに付加し、年間を通した集計でポイントの上位を表彰するシリーズ戦とする。

第 4 条 主催者

ワールド エコノ ムーブ グランプリ (W E M G P) 協議会が主催する。

第 5 条 後援

(予定) JAF

第 6 条 協賛

(予定) カーグラフィックス他

第 7 条 組織

ワールド エコノ ムーブ グランプリ (W E M G P) 協議会は本大会の趣旨に賛同し第 3 条の競技大会を主催する、第 2 条に記載されたそれぞれの組織から任命された (W E M G P) 運営委員を持って組織する。

2 , それぞれの競技大会から任命される運営委員の数は 1 名 ~ 2 名とする。

3 , 運営委員の任期は 2 年とする。

第 8 条 協議会

協議会は必要時に開催されるが電子メールによる電子会議を可とする。
2, 協議会ではシリーズポイントの決定、大会からの入脱会の審査（ローカルルール of の審査を含む）、会費の決定、その他当大会に必要な事項について協議する。

第 9 条 公示

本大会の公示はインターネット、ホームページ（WEM公式ページ）におく。
(<http://www2.ogata.or.jp/wem/wemgp/06wemgp/06wemgp.htm>)

第 10 条 運営委員

氏 名	組織名
安井照雄	湖東
芦田 隆	湖東
山本久博	大湊
谷 惇	大湊
熊谷枝折	菅生
岡波 勉	豊田 湖東 岡山
須藤寿也	豊田
神谷和潤	幸田
中西浩明	大栄
篠原昌己	大栄
泉 博之	山梨
水野宏一	山梨
岡 政由	筑波 (特別)
高垣正樹	白浜 (特別)

第 11 条 入退会

ワールド エコノ ムーブ グランプリ (WEMGP) 協議会に入会を希望する競技大会は当協議会に当該競技大会のレギュレーション及び前年度の実績（実績のない大会は見込み）を提出し入会可否の審査を受けなければならない。また、退会を希望する競技大会は、当協議会の承認を受けなければならない。

第 12 条 事務局

WEMGP 事務局は
住所 秋田県南秋田郡大湊村中央 1 の 17
「クリーンエナジーアライアンス」(CleanEnergyAlliance)
TEL 0185-45-3339 E-mail : wsr@ogata.or.jp
におく。

第 13 条ポイント

第 3 条 競技 に基づき各競技大会結果の順位に付加するポイントは別に定めるポイント設定要項によるものとする。

2 , 各競技大会は各競技大会終了後にその競技結果を W E M G P 事務局に報告し、その競技大会での獲得ポイントを速やかに、且つ正確に公示出来るよう協力するものとする。

第 14 条章典

総合 1 位から 10 位までを入賞とする。

また、ジュニア部門を設け 6 位までをジュニア部門の入賞とする。

入賞とは別に特別賞を設けることができる。

第 15 条経費

当協議会の経費は主に章典の費用に充てられ、その経費は別に定める負担金を各競技大会から徴収し賄うものとする。

第 16 条抗議

当大会に対する抗議は各当該競技大会で処理するものとし、当該競技大会を通して当協議会に於いて次回の検討課題とすることが出来る。

付則

この特別規則は、' 06 W E M G P の第 1 戦開催 1 ヶ月前から最終戦の終了時までとする。